

定 款

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

橋本総業ホールディングス株式会社

橋本総業ホールディングス

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 商 号
- 第 2 条 目 的
- 第 3 条 本店の所在地
- 第 4 条 機 関
- 第 5 条 公告の方法

第 2 章 株 式

- 第 6 条 発行可能株式総数
- 第 7 条 単元株式数
- 第 8 条 株式取扱規程
- 第 9 条 株主名簿管理人

第 3 章 株主総会

- 第 10 条 招 集
- 第 11 条 基準日
- 第 12 条 招集権者及び議長
- 第 13 条 電子提供措置等
- 第 14 条 決議の方法
- 第 15 条 議決権の代理行使
- 第 16 条 議事録

第 4 章 取締役及び取締役会

- 第 17 条 員 数
- 第 18 条 選 任
- 第 19 条 任 期
- 第 20 条 代表取締役及び役付取締役
- 第 21 条 執行役員
- 第 22 条 取締役会の招集
- 第 23 条 取締役会の決議の省略
- 第 24 条 報酬等
- 第 25 条 取締役の責任免除
- 第 26 条 相談役および顧問

第 5 章 監査役および監査役会

- 第 27 条 員 数
- 第 28 条 選 任
- 第 29 条 任 期
- 第 30 条 常勤監査役
- 第 31 条 監査役会の招集
- 第 32 条 報酬等
- 第 33 条 監査役の責任免除

第 6 章 会計監査人

- 第 34 条 選 任
- 第 35 条 任 期
- 第 36 条 報酬等

第 7 章 計 算

- 第 37 条 事業年度
- 第 38 条 剰余金の配当等の決定機関
- 第 39 条 剰余金の配当の基準日
- 第 40 条 配当金等の除斥期間

附則 第 1 条 株主総会資料の電子提供に関する経過措置

定 款

第 1 章 総 則

[商 号]

第 1 条 当社は、橋本総業ホールディングス株式会社と称し、英文では、HASHIMOTO SOGYO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

[目 的]

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 下記各号に掲げた管工機材、住宅設備等の販売および製造・加工
 - イ 給・排水用器具・衛生陶器・同附属品
 - ロ 各種管類および同継手・弁類
 - ハ 冷暖房機器・住宅用設備機器類および同附属品
 - ニ ポンプおよびモーター、同附属品・計器類
 - ホ 配管用電動機械工具類
 - ヘ その他前記各号に関連する一切の品
 - (2) 建築設備工事の設計ならびに請負、施工
 - (3) 機械器具工事の設計ならびに請負、施工
 - (4) 産業廃棄物の収集運搬処理業
 - (5) 事務用コンピュータ製品、同ソフトウェアの販売ならびに開発、管理・保守
 - (6) 労働者派遣事業
 - (7) 金銭の貸付、保証業務、債券の売買およびその他の金融業
 - (8) 情報処理および情報提供のサービス業
 - (9) 経営に関するコンサルティング業
 - (10) 各種動産のリース、賃貸借、および保守管理業
 - (11) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
 - (12) 各種商品のカタログによる斡旋販売および通信販売
 - (13) 通信端末および事務機器のレンタルサービス
 - (14) クレジットカードの精算事務および利用代金回収代行業務
 - (15) 経営者、管理者および一般社員に対する教育研修
 - (16) 各種資格取得のための企画および指導
 - (17) 倉庫及び工場内の商品の管理・梱包・積み込み作業及び運送業務の請負
 - (18) 不動産の賃貸及び管理
 - (19) 貨物利用運送事業
 - (20) 倉庫業
 - (21) 旅行業
 - (22) 医療に関する事業
 - (23) スポーツに関する事業
 - (24) 旅館業
 - (25) 前記各号に附帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

[本店の所在地]

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

[機 関]

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

[公告の方法]

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

[発行可能株式総数]

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,500 万株とする。

[単元株式数]

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

[株式取扱規程]

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

[株主名簿管理人]

第 9 条 当社は、株式名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

[招 集]

第 10 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。

[基準日]

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

[招集権者および議長]

第 12 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

橋本総業ホールディングス

[電子提供措置等]

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

[決議の方法]

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の規定のある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

[議決権の代理行使]

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

[議事録]

第 16 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

[員 数]

第 17 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

[選 任]

第 18 条 取締役は株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

[任 期]

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

第 20 条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

[執行役員]

第 21 条 当社は、取締役会の決議により執行役員をおくことができる。

[取締役会の招集]

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

[取締役会の決議の省略]

第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

[報酬等]

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

[取締役の責任免除]

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

[相談役及び顧問]

第 26 条 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

[員 数]

第 27 条 当会社の監査役は、7 名以内とする。

[選 任]

第 28 条 監査役は株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

[任 期]

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

[常勤監査役]

第 30 条 監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を選定する。

[監査役会の招集]

第 31 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

[報酬等]

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

[監査役の責任免除]

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

[選 任]

第 34 条 会計監査人は株主総会の決議により選任する。

[任 期]

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

[報酬等]

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

[事業年度]

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 までとする。

[剰余金の配当等の決定機関]

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

[剰余金の配当の基準日]

第 39 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

[配当金等の除斥期間]

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

平成18年6月29日 改訂
平成21年6月26日 改訂
平成22年6月25日 改訂
平成24年6月28日 改訂
平成25年6月27日 改訂
平成27年6月25日 改訂
平成28年4月 1日 改訂
平成30年6月26日 改訂
令和 1年6月27日 改訂
令和 4年6月29日 改訂
令和 5年6月29日 改訂